

監事監査報告書

2018年4月20日

社会福祉法人さんよう
理事長 辰川 和美 様

社会福祉法第40条及び社会福祉法人さんよう定款第19条に基づき、社会福祉法人さんようの2017年4月1日から2018年3月31日までの2017年度の事業年度に関して、理事の業務執行の状況及び社会福祉法人の財産の状況等について監査したので、その結果を次のとおり報告します。

1. 監査の方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類及び事業報告書につき検討しました。

2. 監査の結果

(1) 法人及び施設等の会計の状況

会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表、事業活動収支計算書及び資金収支計算書の記載と合致しているものと認めます。

(2) 法人の財産管理の状況

貸借対照表、事業活動収支計算書及び資金収支計算書は、法令及び定款に従い法人の財産、事業活動及び資金収支の状況を正しく示していると認めます。

(3) 法人及び施設等の業務執行状況について

事業活動報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を示しているものと認めます。

(4) 理事の業務執行状況について

理事の職務遂行に関する不整の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

以上、2017年度の社会福祉法人さんようの事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書については、関連する法令及び通知に従った監査の結果、適正であると認めます。

社会福祉法人さんよう

監事

勝岡正剛

印

監事

印

監査意見

社会福祉法人さんよう

監事

勝岡正剛

印

監事

印

2018年（平成30年）4月20日の14時から特別養護老人ホームくさど やまびこ学級において、社会福祉法人さんようの会計及び業務監査を実施しましたが、監事の意見は次のとおりです。

1. 防災備蓄について検討してください